

議案第43号

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例の一部を改正する条例

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）第25条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）第25条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>
2	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）第25条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月29日提出

北上市長 高橋敏彦

#### 提案理由

岩手県人事委員会の勧告に基づく一般職の給与の取扱いに準拠し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。